

1 処分を受けた税理士

氏 名： 加藤 和博

登録番号： 第54762号

2 処分の内容

令和3年1月8日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の前取締役からの依頼に応じ、売上値引きの事実がないにもかかわらず、その事実があったものとして売上高の一部を減算し、また、架空の雑損失及び外注加工費を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。